

## 報告第 38 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 10 月 15 日
- 2 損害賠償額 110,814 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 3 年 9 月 9 日午前 9 時頃、市内小竹 662 番 3 付近の市道 0081 において、道水路整備課職員が草刈り機で作業中、石を跳ねて、走行していた相手方車両の側部を破損させた。